

## 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業運営規程

株式会社 one-on-one  
訪問看護ステーションこいふる

### (事業の目的)

第1条 株式会社 one-on-one が設置する訪問看護ステーションこいふる（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、介護保険法に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）及び疾病・負傷等により療養が必要な者に対し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

### (指定訪問看護の運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### (指定介護予防訪問看護運営の方針)

第3条 事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

- 2 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第4条 事業の提供に当たっては、事業所の看護師等によるのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーションこいふる
- (2) 所在地 山口市阿知須3258番地3

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第6条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする

- (1) 管理者 看護師 1名(常勤職員)  
管理者は、主治医の指示に基づき適切な事業が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 看護職員(保健師、看護師または准看護師) 常勤換算2.5名以上  
訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書)の作成、並びに訪問看護の提供にあたる。
- (3) 作業療法士等(理学療法士、言語聴覚士含む) 1名以上  
看護職員(准看護師除く)と連携して訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書)の作成、並びにリハビリテーションの提供にあたる。
- (4) 事務員 1名以上  
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 原則月曜日から金曜日までとする。  
ただし、祝日、8月13日から8月15日、12月30日から1月3日を除く。  
土曜日、日曜日、祝日のサービス提供については、要相談のうえ、対応とする。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時から午後6時までとする。  
上記以外の時間のサービス提供については、要相談のうえ、対応とする。
- (4) 前項の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容)

第8条 事業所で行う事業は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載

(サービス内容の例)

- ① 病状・障害の観察（血圧・体温・脈拍等測定、心身の状態観察、精神症状の観察・アセスメント）
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ 精神科訪問看護
  1. 精神症状の観察と悪化防止の支援
  2. 服薬の確認・管理及び指導
  3. 対人関係や日常生活のリズムを整えるための支援
  4. 社会復帰及び社会資源の活用のための助言・援助
  5. 在宅療養環境の整備
- ⑦ 認知症患者の看護（周辺症状の対応、事故防止、家族への助言）
- ⑧ 療養生活指導（日常生活の自立に向けた助言・指導）
- ⑨ 家族の支援（介護方法の指導、不安や悩みの相談）
- ⑩ 主治医の指示による緊急時の対応
- ⑪ その他主治医が交付した訪問看護指示書に基づき、療養上の世話、診療の補助、病状観察、リハビリテーション等、厚生労働大臣が定める訪問看護サービスの提供

- (2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕

### (3) 訪問看護報告書の作成

#### (指定訪問看護の利用料等)

- 第9条 事業所が事業を提供した場合の利用料の額は、介護保険法に基づき厚生労働大臣が定める基準（告示）によるものとする。また、関係法令に基づき、事業所が届け出た各種加算等についても、当該告示の算定要件に従って算定する。
- 2 介護保険で居宅サービス計画書または介護予防サービス計画書に基づく事業を利用する場合は介護報酬告示上の1割、2割又は3割を徴収するものとする。ただし、支給限度額を超えた場合、事業所が規定する介護保険給付対象外サービスについては、全額利用者の自己負担とする（別紙重要事項説明書または料金表に記載）。
  - 3 事業の提供時間外または営業日以外等において、介護報酬をを算定しない場合、事業所の定める全額自己負担の保険外サービスを提供する。（別紙重要事項説明書または料金表参照）
  - 4 事業の利用料等または保険適用外サービスの利用料等支払いを受ける場合には、利用者または家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
  - 5 事業の利用料等または保険適用外サービスの利用料等支払いを受けたときは、利用者またはその家族に対し、保険診療分及び自費サービス分と個別の費用ごとに区分を明確に記載した領収書を交付する。
  - 6 利用料金のうち、法令の改正（診療報酬改定）に係るものについては、改正された法令の施行日より、変更後の料金を適用するものとする。
  - 7 法令の改正に係るもの以外の料金を変更しようとする場合、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより、変更（増額または減額）を申し入れることができる。利用者が料金の変更を承諾する場合は、新たな料金に基づく料金表を作成し、「料金改定のお知らせ兼同意書」に署名し、利用者と事業者とでそれぞれ保管する。

#### (通常の事業の実施地域)

- 第10条 通常の事業の実施地域は、山口市を中心とし周辺市街地（宇部市、防府市）の区域とする。その他の地域、離島やへき地も要相談の上対応する。

#### (衛生管理等)

- 第11条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

#### (緊急時等における対応方法)

- 第12条 事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた

ときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業提供中及び自費サービス提供中に発生した事故等については、事業所が加入する賠償責任保険の範囲内において対応するものとする。

#### (苦情処理)

第13条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会等の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### (個人情報保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での事業の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 訪問看護記録書等は情報通信機器を用い電子媒体にて管理を行うものとする。
- 4 利用者以外の者（家族等）の個人情報を利用する可能性がある場合も同様とする。
- 5 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものその他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとする。
- 6 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。退職後も同様とし、これらの旨を職員との雇用契約の内容とする。

#### (虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修を年2回以上実施する。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。
- (3) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上定期的に開催し、その結果について職員へ周知徹底を図る。
- (4) 虐待防止のための指針を整備する。
- (5) その他虐待防止のために必要な措置を図る。
- (6) 上記(1)から(5)までを適切に実施するための担当者を置く。担当者は管理者とする。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（ハラスメント対策）

第16条 利用者が職員に対して行う暴言、暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為、社員を動画撮影、録音等しそれらを無断でSNS等に掲載する事を禁じる。それらの行為が行われた場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は契約を解除することができる。

（身体拘束等の適正化）

第17条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（業務継続計画の策定）

第18条 事業所は感染症や災害が発生した場合には、事業所継続が出来るよう対策を講じる。

1. 感染症予防及び感染発生時の対応

- (1) 事業所は、感染対策指針を整備する。
- (2) 事業所は、感染発生の予防のための委員会及び従業者に対する研修、発生時の訓練を定期的に行う。
- (3) 感染症発生時には円滑・的確な対応を行うことで被害を最小限に留め事業の継続が行われるように努める。

2. 自然災害対策

- (1) 事業所に自然災害対策に関する担当者を置き、自然災害対策に関する取り組み

を行う。

- (2) 事業所は、大地震等の自然災害、感染症のまん延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるように計画（BCP）を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行う。

（その他運営に関する留意事項）

第19条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 年2回以上

- 2 事業所の従業員に、その同居の家族である利用者に対する事業の提供をさせないものとする。
- 3 事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社 one-on-one と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。